

業務委託実施説明書

障害のある人の就労定着等支援事業に関する参加意思確認及び提案については、関係法令に定めるもののほか、この業務委託実施説明書によるものとする。

なお、本業務については、障害のある人の生活基盤確立のため、福祉サービスから一般就労への移行の促進のため、それを支援する立場にある就労系サービス事業所の支援技術等の向上や、企業と就労系福祉サービス事業所等の相互理解の促進等を図ることを主目的としている。

このため、事業の効果的かつ効率的な実施に当たっては、相談窓口として、障害のある人の実情や特性等に精通し、きめ細かな支援等が不可欠であることなどから、そのノウハウと実績を有する社会福祉法人旭川荘を相手方とする随意契約手続を行う予定であるが、他の者で下記2の資格を有し、本業務を希望する者の有無を確認するとともに、契約の相手方を選定する目的で、参加意思のある者からの提案書等の提出を募集するものである。

公募の結果、2の参加資格を有すると認められる者がいない場合は、社会福祉法人旭川荘との随意契約手続に移行する。

なお、2の参加資格を満たすと認められる者がいる場合にあっては、社会福祉法人旭川荘と当該応募者が提出する提案書等について直ちに審査を行い、契約相手方を選定する予定である。

1 技術提案に付する事項

- (1) 業務名
障害のある人の就労定着等支援事業
- (2) 業務内容
別紙業務委託仕様書のとおり
- (3) 契約期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 業務委託に参加できる者の資格

業務委託に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (3) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (4) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 実施主体は本県内に活動拠点を有する社会福祉法人及び民法第34条の規定により設立された法人（社団法人及び財団法人）又は特定非営利活動法人等であって適切な事業運営ができる者であること。
- (7) 障害のある人の一般就労への移行支援及び定着支援について相当の知識と実務経験を有するとともに、過去3年以内において、本事業と類似する就労支援・定着事業を的確に実施するなど、本事業を遂行するに足りる十分な能力・実績を有する者であること。

- (8) 過去2年間に県又は県の外郭団体との契約がある場合、全てを誠実に履行していること。
- (9) 都道府県税、岡山県内の市町村税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

3 契約条項を示す場所

岡山県子ども・福祉部障害福祉課障害福祉サービス班
〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6
TEL: 086-226-7345
FAX: 086-224-6520

4 業務委託参加手続等

この業務委託に参加を希望する者は、参加資格確認申請書（第2号様式）及び下記5の必要書類を下記のとおり提出しなければならない。

(1) 業務委託説明書、仕様書の配布期間及び場所

- ①配布期間 令和8年3月6日（金）から令和8年3月13日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- ②配布場所 上記3の場所に同じ
なお、子ども・福祉部障害福祉課ホームページ
<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/39/>からダウンロードできる。

(2) 仕様書に関する質問

- ①受付期間 令和8年3月6日（金）から令和8年3月13日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- ②受付場所 上記3の場所に同じ
- ③受付方法 仕様書に対する質問・回答書（第1号様式）により原則としてファックス又は郵便等によることとし、受付期間内に必着とすること。
なお、ファックスにより提出する場合は、送付した旨を電話にて上記3の担当者に連絡し、受け取りの確認をすること。（以下同じ。）
- ④回答方法 質問を受けた日から起算して3日以内（閉庁日を除く。以下同じ。）の午後5時までにファックス等で回答する。
ただし、期限日の前日に到達したものにあっては期限日の午前中に、期限日に到達したものにあっては期限日の午後5時までに回答する。

(3) 参加資格確認申請書の提出期間、場所及び方法

- ①提出期間 令和8年3月6日（金）から令和8年3月13日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- ②提出場所 上記3の場所に同じ
- ③提出方法 持参又は郵送等（書留郵便、配達記録郵便その他これに準じる方法によるものに限る。）

(4) 業務委託参加資格要件の審査及び通知

参加資格確認申請書を提出した者について、岡山県子ども・福祉部内に設置する審査会において審査の結果、不適合と認められる者に対してはその旨を書面により通知する。
この通知を受けた者は、この業務委託に参加することができない。

5 提案書の審査等

(1) 提案書等の提出方法

- ①受付期間 令和8年3月16日（月）から令和8年3月19日（木）までの午前9時から午後5時まで（閉庁日を除く。）

- ②提出場所 上記3の場所に同じ
 - ③方 法 持参又は郵送等（書留郵便、配達記録郵便その他これに準じる方法によるものに限る。）
 - ④提出書類
 - ・事業提案書（第3号様式）
 - ・事業計画書（第4号様式）
 - ・見積書（第5号様式）
 - ・その他必要と認めた書類
- (2) 審査方法
岡山県子ども・福祉部内に設置する審査会において、提案書等の内容を別に定める審査基準により審査し、契約の相手方を選定する。
- (3) 審査結果の通知方法
審査後、書面により通知する。

6 その他

- (1) 本業務は、県の令和8年度当初予算において予算措置された場合に事業化される停止条件付き事業であり、予算が成立しない場合には、この手続に係る一切について、いかなる効力も生じないものであること。
- (2) 契約保証金は岡山県財務規則(昭和61年3月20日規則第8号)第153条、第154条及び第155条の規定による。
- (3) 業務委託契約書の作成を要する。
- (4) 契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなすので留意すること。
- (5) 業務の詳細は業務委託実施説明書及び業務委託仕様書による。
- (6) 応募及び審査に係る一切の費用は、応募者の負担とする。
- (7) 提出された書類は返却しない。
- (8) 関連情報を入手するための照会窓口は、3に同じ。